

## 審議会における各論点に対する意見について

### 前提条件

- ・当審議会は「三山園の今後のあり方」を検討する場であることから、職員の処遇や指定管理・民営化をした場合における譲渡先法人の条件などについては検討材料としない。

### 【①現条件における確認事項・問題点】

#### 措置入所における公営・民営の対応差

- ・公設施設、民間施設問わず、介護保険制度の中で運営しているため、措置入所についても三山園と民間施設は同等の位置づけにある。
- ・三山園は措置入所について、職員間の関係性の中で相談がしやすい部分があるが、他施設と特段差別化することなく同様の取扱いをしている。
- ・三山園で受けている措置入所については、件数だけであれば民間譲渡になった場合でも受け入れが出来るが、案件により状況が違ふことから現場と調整する必要がある。

#### 分賦金・介護保険制度下の公費負担

- ・特別養護老人ホームは介護保険上の施設であるため、介護報酬等で運営すべきであり公的資金を投入すべきではない。
- ・経営改善策を講じても生じる赤字を公費で負担する構造は、民間の特別養護老人ホームにはないため、それが公設だから許されるのかということは理由等も含め議論されるべきである。
- ・民間の事業所では通常の運営経費に対して赤字補填等を行政側が行っていない現状を踏まえると、介護保険制度において公費で負担していくというのは極めて異例である。
- ・民間事業者の施設修繕や改修に対する補助をしていることから、それに対する分賦金は良いが、運営経費に対する補助をしていないことから、その部分は分賦金にそぐわない経費なのではないか。
- ・公設でなければならぬ理由が希薄であるため、損益がイコールであるというのは施設を維持していく上で必要条件である。
- ・関係市の分賦金で賄っている介護報酬などの事務に携わる本部経費についても、民間施設では介護報酬で賄っている。

#### 直営継続のための財政シミュレーション

- ・増収見込みについては、難しい条件であり実現の可能性がかなり低いと思われる。
- ・介護職員処遇改善加算については、経営のためではなく職員のための加算であり、加算を取得するために人件費を下げるべきものではない。
- ・三山園の近隣にはデイサービスセンターが多数あるため、シミュレーションにおける毎日30人の利用は現実的には難しい可能性が高い。

- ・今後の改修に向けた積み立てを行うことを踏まえると、シミュレーションより必要経費がさらに膨らむ可能性が有る。
- ・民間施設では特浴程度の備品であれば起債などの借入れをせずに、繰越金などの内部留保や通常の運営経費から工面している。
- ・大規模改修費用については、民間事業者は必要経費を事前に積み立てている。

#### 医療（済生会）との連携について

- ・医療を必要としている入所者がいて、済生会がその受け皿となっていることが大変重要である。
- ・今後も強い関与をしてもらえれば、選択肢は広がる。

## 【②今後の運営形態】

#### 事業廃止

- ・利用者がいるため廃止の選択肢はない。
- ・入所者が不安定な状況に置かれるため選択肢からは除くべきである。
- ・特養には需要があり、待機者もいることから施設を維持していく必要性については異議がないと思われることから廃止は考えにくい。

#### 直営での継続

- ・職員からの意見も踏まえた上で、民間の特養と特段の差異は感じられない。
- ・現状の三山園においては、公施設でなければならないという理由が見出しにくい。
- ・特別養護老人ホームに課せられている社会的な役割というものは、民間施設でも三山園でも同様である。
- ・三山園が民間施設と比較して特別な役割を果たしているとは言い難いことから分賦金を運営経費に投入し続けるだけの意義や必要性があるとは言えない。
- ・今後直営で運営する場合、黒字化は最低条件である。
- ・公費を投入して残さなければならない機能がある場合に直営を考えるべきであるが、現状の三山園にはその機能が希薄であり、公施設のない地域では民間施設に吸収されているため公費を投入することは難しい。

#### 指定管理者制度の導入

- ・指定管理の場合公設の縛りがあり、事業内容の変更など思い切った手が打てない。
- ・数年単位で事業者が変わることは利用者にとっても不安定な状況である。
- ・施設改修に係る費用負担が継続するため、今後、大規模な修繕が想定されている事から財政的には好ましくない。
- ・約6億円の大規模修繕費用やその後の継続的な数百万円単位の改修費用を考えると、指定管理は考えにくい。
- ・約6億円の大規模改修費用や今後の修繕費用を行政が負担することから選択することは難しい。
- ・民間施設、公施設問わず損益がイコールであるべきと考えた場合、指定管理については大規模改修費用等に公費を投入するため、公設で続けるための大きな意義が必要である。

- ・三山園ほどの大きな建物の場合、多少の修繕で大きな費用となり、その費用についても検討する必要がある。

#### 社会福祉法人への移譲

- ・公費による財政負担は多くの市民の方の負担になること、財政負担について民間事業者への説明がしにくい状況があることなどを総合的に勘案すると、民営化が一番適当ではないかと思う。
- ・民間事業者の経営や運営等のノウハウを活用し、運営を行うことにより、施設運営の効率化、並びに施設や人の有効的活用などが図れることが期待できる。
- ・民間事業者が複数の施設を運営している場合は、人的な交流も図られ、人材育成による質の向上が期待でき、今般のコロナ禍の中でも人的な応援体制により対応もできる。
- ・利用者の負担額が大きくなるが低廉な料金が民間施設と同等の料金体系になるに留まり、高額な料金とはならないため許容される範囲であると思う。
- ・民営化した場合、現在の入所者が継続して入所できること、四市の市民が入所を希望した際の配慮が必要だと考える。
- ・介護保険制度の趣旨を踏まえると民営化で考えるべきであるが、三山園の機能をどれだけ残せるのかという議論は必要かと思う。
- ・指定管理・民営化する場合は相手先法人との協議になるが、関係市の意見も含めて条件をつけて譲渡した方が良い。
- ・民営化が現実的であるが、法人にメリットのあるような条件付けをしないと手を挙げる法人を探すのが難しいと思う。
- ・施設修繕費との兼ね合いで土地建物の無償譲渡及び無償貸与も検討する必要がある。